

福知山市における

認可地縁団体の

手引き

【第 4 版】

令和6年3月21日改訂

福知山市市民生活部まちづくり推進課

空家対策・集会施設係 電話 0773-24-7225
E-Mail machi@city.fukuchiyama.lg.jp

目次

1. はじめに	2
2. 認可の要件	3
3. 認可地縁団体になることのメリットと義務	4
4. 認可申請の前に行わなければならないこと	5
5. 認可申請手続きの流れ	6
6. 地縁団体の認可に必要な書類	7
7. 地縁団体の認可	8
8. 地縁団体の留意事項	8
9. 認可後の手続き	10
10. 認可後の運営について	12
11. 個人情報の取扱いについて	15
12. 各種変更に伴う手続き	17
13. 規約及び告示事項変更手続きの流れ	20
14. 認可の取消し	21
15. 認可地縁団体の解散	21
16. 認可地縁団体の合併	21
17. 様式集	22
18. 資料	22

[各種様式]

第1号様式 認可申請書	22
第2号様式 構成員の名簿	23
第5号様式 代表者承諾書	24
第6号様式 規約変更認可申請書	25
第7号様式 告示事項変更届出書	26
第8号様式 証明書交付申請書	27
第1号様式 認可地縁団体印鑑登録申書	28
第3号様式 認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書	29

[資料]

地縁団体規約作成例	30
代理人の有無	43
財産目録例	44
総会開催通知・委任状作成例	45
書面表決書作成例	46
総会議事録作成例	47
入会案内文作成例	49

1. はじめに

自治会、町内会等（以下「自治会等」という。）の地縁による団体については、これまで「権利能力なき社団」という法人格を持たない任意団体として扱われ、当該団体の名義で不動産登記ができない等、財産上の問題で種々の制約がありました。

平成3年に地方自治法の改正により、これまで任意の団体であった自治会等が、市長の認可を得ることによって、法律上の権利能力を有する「法人」として認められることになりました。

このようにして認められた団体を「認可を受けた地縁による団体（以下「認可地縁団体」という。）」といいます。

本書は、この認可地縁団体になるための要件、認可申請手続等について、まとめたものです。

制度創設時の趣旨から、自治会・町内会等が法人格を得るためには、不動産等の保有を前提としていましたが、町内会や自治会の活動実態の高度化、多様化により、地域の課題解決に向けた幅広い活動が行われるようになっていることを踏まえ、令和3年に、地域的な共同活動が円滑に行われるよう、不動産等の保有予定の有無に関わらず法人格を取得することが可能になりました。（令和3年1月26日施行）

また、令和4年度の地方自治法の一部改正による「書面又は電磁的方法による決議」の規定の創設、「認可地縁団体同士の合併」の規定の創設が行われたため、版を更新しました。

<「地縁による団体」の定義について>

自治会等の地域的な共同活動を行っている団体であり、地方自治法第260条の2第1項においては「町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体」と位置づけられています。

この地縁による団体は、一定の区域に住所を有するという「つながり」に基づいて組織されたものであります。したがって、スポーツ同好会等のように特定の目的の活動を行う団体、老人会や婦人会のように構成員に年齢・性別等の特定の属性を必要とする団体は、ここでいう地縁による団体ではありません。

2. 認可の要件

認可地縁団体となるためには、次の要件を満たしていなければなりません。

- (1) 認可地縁団体になろうとする自治会等は、その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていることが必要です。
- (2) その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていることが必要です。この区域は、その団体が相当の期間にわたって存続している区域の現況によらなければなりません。
また、他の自治会と区域が重なったり、境界が不明瞭であってはいけません。
- (3) 認可地縁団体は、その区域に住所を有するすべての個人が構成員となることがで
き、現にその相当数の者が構成員となっていなければなりません。
福知山市では、「相当数」をその区域の全住民の半数以上としています。世帯を単位とすることは認められず、また区域に住所があること以外に、年齢・性別・国籍等の条件を設けることはできません。
- (4) 次の項目が記載されている規約が定められていなければなりません。

ア 目的

認可地縁団体としての権利能力の範囲が明確にわかるよう、活動内容が具体的に定められている必要があります。

イ 名称

ウ 区域

エ 主たる事務所の所在地

特に事務所を設けていない場合は、代表者の自宅や集会施設の所在地でも構いません。

オ 構成員の資格に関する事項

区域内に住所を有する個人が、年齢、性別等を問わず、すべて地縁団体の構成員となり得ること及び正当な理由がない限り区域内に住所を有する個人の加入を拒んではならないことを定めていなければなりません。

カ 代表者に関する事項

キ 会議に関する事項

ク 資産に関する事項

※ 16 ページからの「地縁団体規約作成例」参照

3. 認可地縁団体になることのメリットと義務

(1) メリット

- 規約に定める目的の範囲内で権利能力を持ちます。法人名で様々な契約行為や取引、財産の取得、管理、登記などが行えるようになります。
- 実質的に自治会が占有している不動産であって、登記名義人や相続人の一部の所在が知れない場合は、市役所に申請して一定期間公示することで、認可地縁団体名義で所有権の移転ができる特例制度が活用できます（詳しくは、まちづくり推進課へお問い合わせください）。

地縁による団体の原則は「住民の自発的意思に基づく任意団体」ですが、認可を受け法人格を取得することで、より明確な法的位置づけが発生します。

登記や契約をはじめとする法律行為の主体となれる「権利能力」を有するとともに、下記のような「義務」が発生することを、団体の構成員全員が正しく理解しておく必要があります。

ただし、認可を受けることで、市の下部組織になることはなく、監督指揮下に置かれることもありません。従来と同様、住民による自主的な活動を行うものです。

(2) 義務

【地方自治法の規定による運営の義務】（主なもの）

- 正当な理由なく、住民の加入を拒むことはできません。また、構成員に対する不当な差別をしてはいけません。
- 特定の政党のために政治的な活動をすることはできません。
- 毎年度終了時に財産目録を作成し、事務所へ備え置くこと義務付けられます（市に提出義務はありません）。
- 区域内住民のおおむね2分の1の構成員が入会し、それを維持することが必要です。また、構成員名簿を事務所に備え置き、変更の都度、名簿の更新が義務付けられます。
- 年に1回の通常総会の開催が義務付けられます。

【納税の義務】

- 営利事業を実施した場合、課税対象になることがあります。営利事業を実施される場合は、詳細は税務署へお尋ねください。
- 法人税等は公益法人等とみなされるため、収益事業を行う場合のみ課税対象となります。ただし、非課税対象となるには、認可初年度に、届出を行う必要があります。詳細は税務署、市役所税務課へお尋ねください。

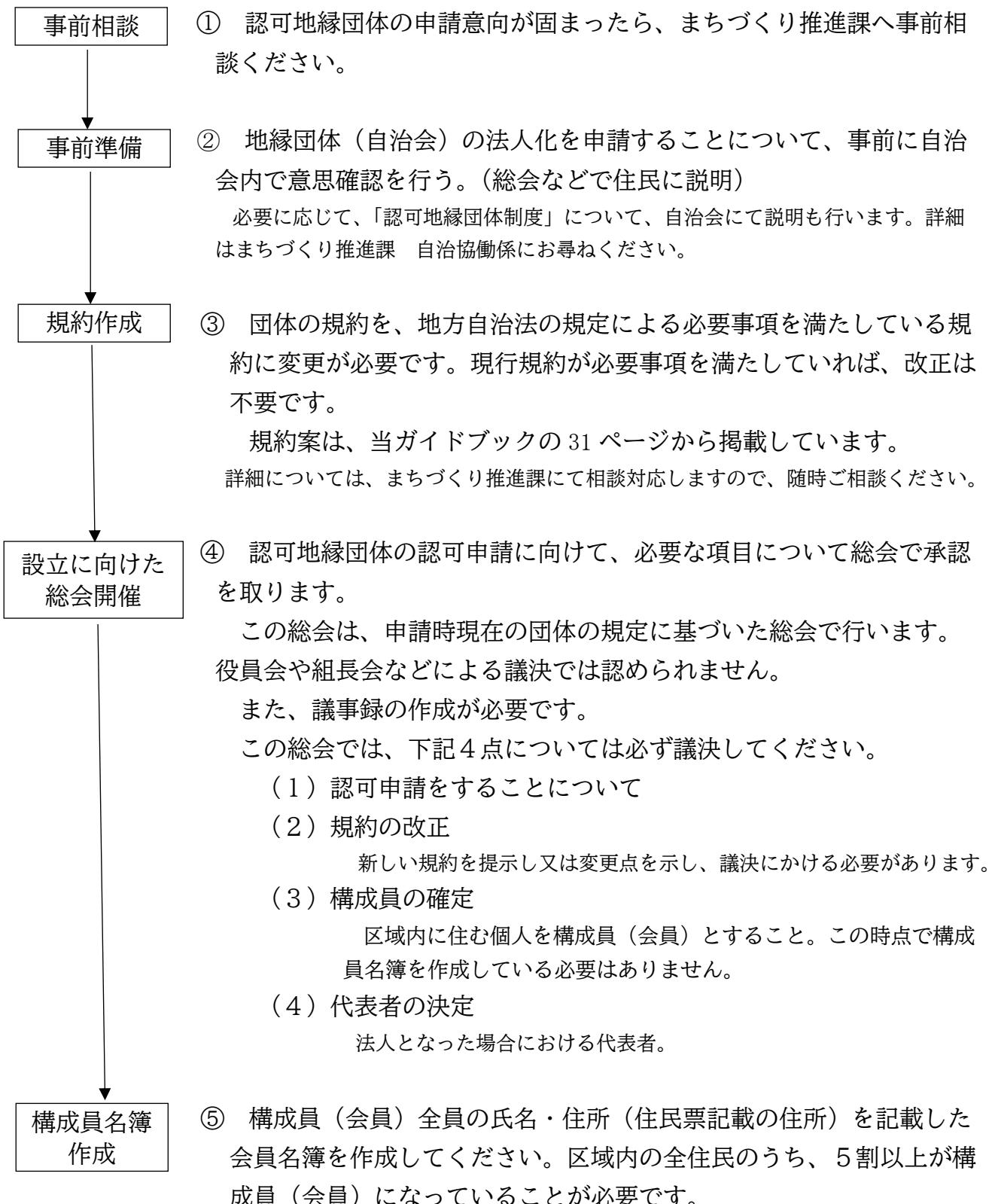
【各種手続きの義務】（主なもの）

- 代表者や事務所住所など告示事項に変更があった場合は、市へ届け出なければなりません。
- 規約の変更は市町村長の許可を受けなければ効力を発揮しません。

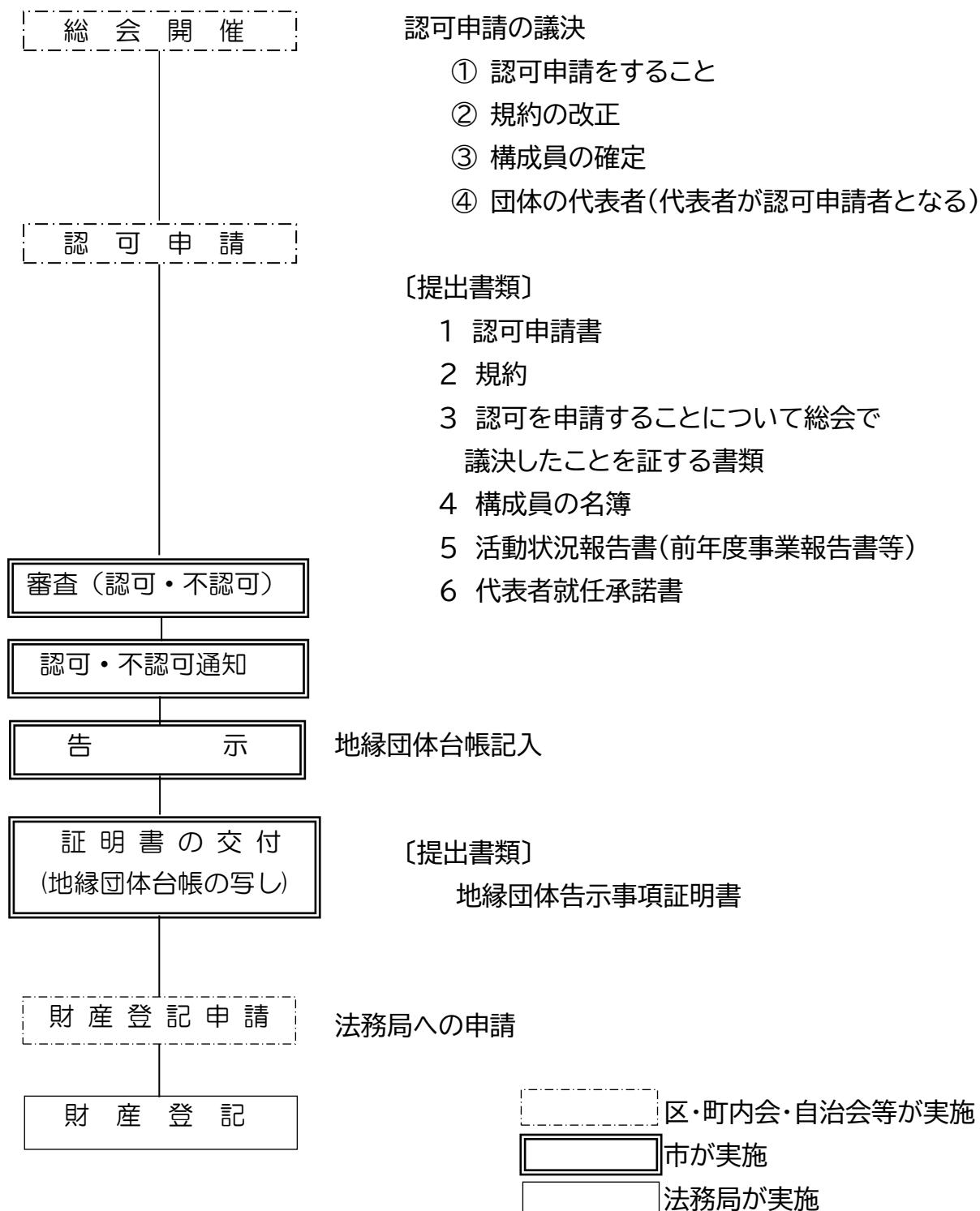
4. 認可申請の前に行わなければならないこと

自治会等は、地方自治法に基づき、認可申請書等を市に提出し、市長が認可することにより、「認可地縁団体」としての法人格を有することになります。

認可申請の手続きをスムーズにするため、下記の準備をしておくことをお勧めします。



5. 認可申請手続きの流れ



自治会の名義で登記をしようとしている集会施設や土地がある場合は、
・その所有者を確認し、現在登記簿上の所有者となっている方から、自治会への所有権の移転について承諾をしていただく。
・不動産登記に係る経費（登録免許税、登記手数料）など必要となる費用について確認する。なお、登記事項証明書は法務局で取得できます。
なお、個人から賃借して使用している不動産を必ず認可地縁団体の所有にすることを義務付けているものではありません。

6. 地縁団体の認可に必要な書類

総会において認可を申請する旨の議決を得た自治会等の代表者は、認可申請書（第1号様式・規則様式）に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請します。

書類や内容の不備がある場合は認可できませんので、わからないことなどは、都度、まちづくり推進課へご相談ください。

	申請書類	留意事項
1	認可申請書 (第1号様式)	申請人は代表者になります。
2	規約	認可要件を満たす内容のものであること。
3	認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類	以下の事項が記載された総会議事録の写しで、議長及び議事録署名人の署名又は記名押印が必要です。 なお、原本確認を行いますので、申請時には、議事録の原本もご提出ください（原本は確認後返却します）。 (1) 認可申請をすることの承認 (2) 規約の確定 (3) 構成員の確定 (4) 代表者の決定（申請書に記載の代表者が選出されていること）
4	構成員の名簿 (第2号様式)	構成員全員の氏名及び住所が記載されているものであれば、他の様式でも結構です。 ※構成員とは、自治会等の区域内に住所を有する個人です。年齢・性別等を問いません。会員である場合は、子供でも記載する必要があるので注意してください。 ※住所は住民票記載の住所で記載してください。
5	地域的な共同活動を行っていることを証する書類	任意の様式で結構です。活動日付、活動内容、参加者の概要等できるだけ詳しく記載してください。総会に提出した事業報告書を利用しても構いません。
6	代表者承諾書 (第5号様式)	申請者が代表者になることを受託した承諾書です。
7	区域図	地点図、住宅地図等で、規約で定める区域が確認できる図面を添付してください。区域が分かるよう、赤線などで区域を囲ってください。
	（必要な場合のみ） 代理人の有無の届け出	地方自治法第260条の8による代理人および第260条の10による特別代理人を選任される場合は提出が必要です（選任しない場合は提出不要）

7. 地縁団体の認可

(1) 認可

市長は、認可の要件を満たした地縁団体から申請があったときは、認可をします。そして、その旨を申請者に通知します。

(2) 地縁団体の認可の告示

市長は、地縁団体からの申請に基づいて認可したときは、その旨を告示し、地縁団体台帳（規則様式）に記入します。

認可を受けた地縁団体は、告示があるまでは第三者に対抗することができません。

8. 地縁団体の留意事項

(1) 構成員（会員）について（地方自治法第260条の2第7項～8項）

認可地縁団体の構成員は、その区域内に住所を有する個人に限られていますが様々な支援を受ける関係から、区域内に住所を有する法人、組合等の団体が賛助会員等になることは、差し支えありません。

(2) 政治的中立（地方自治法第260条の2第9項）

認可地縁団体は、特定の政党のために活動してはいけません。

(3) 団体の目的（地方自治法第260条の2第2項第1号）

認可地縁団体は、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とするものであり、営利活動等（営利活動や農林水産業に関する活動等）を行うことを目的とするものではありません。

認可地縁団体が、仮に本来の活動に付随して営利活動等を行う場合においても、規約に定める目的を達成させるために必要な限りにおいて行うものとしなければなりません。

(4) 認可地縁団体は、その活動を行うに当たっては、地域における農業協同組合、商工会等公共的団体の活動を尊重し、これらとできる限り連携を図ることに努めなければなりません。

(5) 認可地縁団体とは、自治会です。

認可地縁団体とは、任意団体であった自治会が市長の認可を受けた組織です。これまでの自治会と別の組織ではありません。

(6) 資産を会員個人へ分配することはできません。

認可地縁団体は、公益法人等に該当する非営利団体ですので、不動産など資産の個人への分配はできません。つまり、管理していた資産の売却収入があった場合も、会員への分配などは認められていません。あくまでも会の収入として扱い、実施事業などの資金として運用することになります。

(7) 認可後も、入会の呼びかけを忘れずに。

転入者への入会の呼びかけを世帯単位でしてしまっていたりする場合が見受けられます。

認可要件の一つに「区域内の住民の相当数が入会していること」があり、認可後においても相当数を維持しなければ、認可が取り消される状況になりますので、転入された方などへの声かけを継続して行いましょう。

9. 認可後の手続き

(1) 告示事項証明書の交付請求

認可地縁団体は、市長の告示に基づいて認可された法人であることを証する証明書（地縁団体台帳の写し）の交付を受けることができます。

どなたでも申請できますが、申請書に事務所の所在地の記入欄があるため、事前に事務所の所在地をご確認の上、窓口へお越しください。

認可地縁団体の告示事項証明書は、不動産の登記や銀行口座の開設などで必要になる場合があります。

	手続きに必要なもの	手続きを行う窓口
1	証明書交付申請書（第8号様式）	市役所まちづくり推進課
2	交付手数料 1通につき300円	※支所では発行できません。

(2) 認可地縁団体の印鑑登録

不動産登記等に必要な印鑑証明を得るために、認可地縁団体の印鑑を市に登録する必要があります。

印鑑登録することができる者は、認可地縁団体の代表者※（例：自治会長）となります。代理人によるときは、地縁団体台帳に登録した代理人でなければならず、委任の旨を証する書面が必要です。（別途参考様式）

※裁判所により選任された職務代理者、地方自治法第260条の9、10、24で選任された方を含む

認可地縁団体の印鑑登録証明書はこんな時に必要になります。

例①…不動産の登記手続き（変更登記、表示登記、保存登記など）

例②…認可地縁団体で自動車や不動産を新たに取得するとき など

	手続きに必要なもの	手続きを行う窓口
1	認可地縁団体印鑑登録申請書	市役所まちづくり推進課で「1申請書」の内容について「地縁団体台帳」と確認を行います。
2	認可地縁団体の印鑑 (自治会の印鑑。会長印でも可) ※市役所が配布している自治会長印は登録できません。各自治会にてご用意ください。 ※印鑑登録可能な印鑑のサイズは、8mm×8mm以上30mm×30mm以下のものとなります。	↓ 確認後、市役所市民課にて印鑑登録申請書を提出します。
3	認可地縁団体の代表者個人の実印 (市に印鑑登録してあるもの)	
4	代表者本人が確認できる身分証明書 (運転免許証など写真付きのもの)	

※福知山市認可地縁団体の印鑑登録及び証明に関する条例第2条、第3条、第5条による。

(3) 認可地縁団体の印鑑登録証明書の交付

認可地縁団体の印影が、福知山市に登録されているものと相違ないことを証明するものです。

証明書の申請は代表者本人等※による申請が必要です。

※ 裁判所により選任された職務代理者、地方自治法第260条の9、10、24で選任された方を含む。

	手続きに必要なもの	手続きを行う窓口
1	認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書	市役所まちづくり推進課で 「1 申請書」の内容について 「地縁団体台帳」と確認を行います。 ↓ 確認後、市役所市民課にて印鑑 交付申請書を提出します。
2	登録してある認可地縁団体の印鑑	
3	交付手数料 1通につき300円	
4	申請者の個人の認印	
5	本人が確認できる身分証明書 (運転免許証など写真付きのもの)	

※福知山市認可地縁団体の印鑑登録及び証明に関する条例第7条による。

(4) 不動産の登記

認可地縁団体となった自治会名で、不動産を新しく登記する場合や名義を変更する場合には、法務局での手続きが必要です。

登記に関しては、法務局へお問い合わせください。

【申請に必要なもの】

●告示事項証明書

まちづくり推進課で発行します。詳しくは10ページの(1)をご覧ください。

【登記事項に変更があった場合】

具体的には、以下の2つを指します。

●登記した保有不動産の増減

●登記名義人の変更（自治会の名称及び主たる事務所の変更）

(※代表者の変更やその他の事項は登記事項ではありません)

10. 認可後の運営について

(1) 自治会への加入について

ア 入会は個人単位

従来、自治会は各世帯単位の入会で構成員（会員）の管理をしてこられました。

しかしながら、認可を受けた自治会は、個人での入会となり、個人単位で構成員（会員）を管理する必要があります。

ただし、従来どおり会費は、世帯単位の扱いが可能です。

なお、入会については入会希望の確認が必要です。住居を設けているからといって自動的に構成員（会員）となるわけではありません。

イ 入会者に制限は設けられません

入会の要件は、各自治会の区域に住まわれていることのみであり、年齢、性別など制限を加えることはできません。区域内の住民の方が入会を希望された場合には、正当な理由なくこれを拒むことはできません。

なお、社会通念上、高額と考えられる入会金や会費を課す場合は、経済状況による入会制限と捉えられますので、金額の見直しや条件付きでの減額措置などを検討する必要があります。

ウ 未成年者の入会については親権者が判断を

前述のとおり、入会については制限を加えることができないので、未成年の方も本人の意思または親権者の判断で構成員（会員）となることができます。

なお、入会者は、総会において表決権をもつことになります。総会を欠席する場合は、未成年の方でも入会していれば、委任状等の提出が必要になります。

(2) 自治会の総会について

- | | |
|---------------|--------------------|
| 【確認事項】 | (1) 総会で議決すべき重要事項 |
| | (2) 最低年1回の総会を開催 |
| | (3) 議事録の作成 |
| | (4) 表決権は入会者1人につき1票 |

ア 総会で議決すべき重要事項

次に挙げるもの（規約関係、資産にかかる事項、役員選任など）については自治会の運営にかかる重要事項と考えますので、総会において議決ください。

- ・ 規約の改正（※）
- ・ 資産の処分（※）
- ・ 役員の選任
- ・ 事業計画の決定、予算の決定
- ・ 事業報告の承認、決算の承認

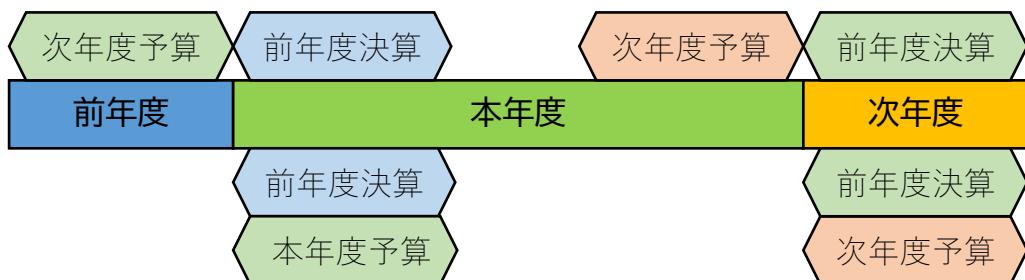
（注）（※）の事項については、議決のために、4分の3以上の賛成を必要としていると考えますが、規約にて御確認ください。

イ 最低年1回の総会を開催

自治会は、必ず年1回の総会を開催しなければなりません。

また、総会の招集については、規約で定めた方法に従って通知する必要があります。

【年2回開催の場合】



【年1回開催の場合】

なお、年1回の開催の場合は、総会において議決される日までの間は予算がないことになりますが、「会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることが出来る。」と規約に定められていれば、年度当初においても例年の出納事務が滞ることはありません。

ウ 議事録の作成

議事録は規約変更認可申請や告示事項の変更届出等に添付する必要があります。

総会開催の際は必ず作成してください。

また、議事録には、議事録署名人2人以上の署名、又は記名押印が必要です。

- ・日時及び場所
- ・構成員（会員）の現在数及び出席者数
- ・開催目的、審議事項及び議決事項
- ・議事の経過及びその過程
- ・議事録署名人の選任に関する事項

構成員（会員）数は

世帯数ではなく、入会されている個人(表決権を持つ個人)数になります。
構成員名簿等で御確認下さい。

※議事録については、47ページの作成例を参考にしてください。

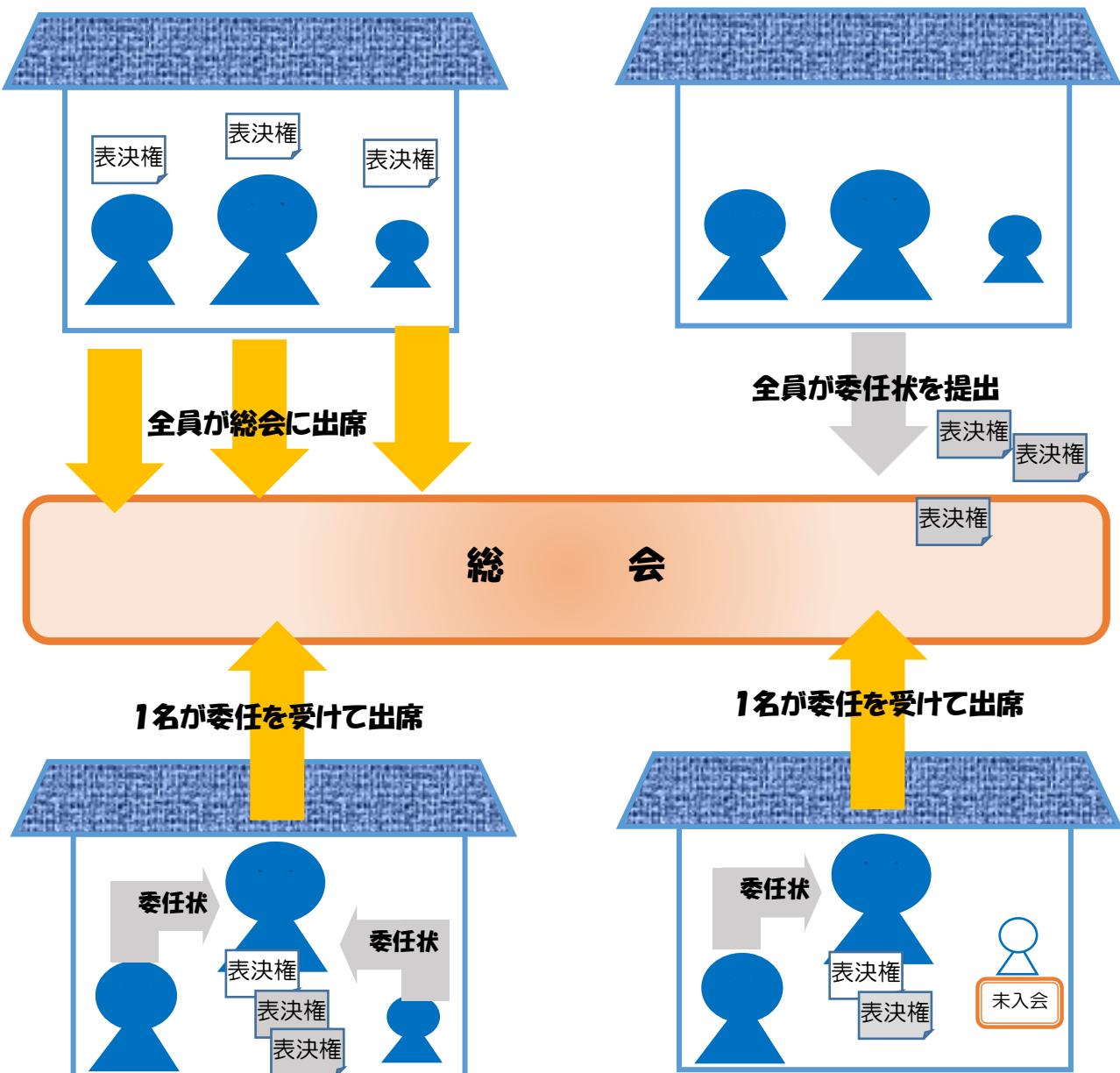
工 表決権は入会者1人につき1票

表決権は、入会者全員に平等に1票が与えられますが、実際には全構成員（会員）が総会の会場に入ることは難しいと考えます。そこで、当日参加しない構成員（会員）は、委任状または書面表決による出席及び意思表示が必要になります。

【総会出席の様々なパターン】

- ① 世帯全員が総会に出席する。
(委任状提出不要)

- ② 世帯全員が総会を欠席し、組長など
他の出席者に表決権を委任する。



- ③ 加入している構成員（会員）の委任を受けて世帯の代表者1名が総会に出席する。
(欠席者のみ委任状の提出が必要)

※ 委任状・書面表決書については、45・46ページの作成例を参考にしてください。

11. 個人情報の取扱いについて

個人情報保護法の改正により、平成29年5月30日以降は、自治会を含むすべての事業者は、法のルールに沿った取扱いが求められます。

個人情報は、適正な管理を行うとともに、いざという時のため、有効に活用することが必要です。自治会町内会の運営のためには会員情報の把握は欠かせないものと思います。

自治会町内会が個人情報保護法の対象になるからといって、会員名簿を取り扱ってはいけないということではありません。自治会町内会の役割と活動、連絡や緊急のために名簿が必要であることを理解してもらった上で、情報を提供してもらいましょう。

また、掲載項目や配付先等の必要なルールを事前に決めておきましょう。

なお、すでに取得している個人情報については、新たに取得し直す必要はなく、情報を安全に管理していれば問題はありません。

詳細については、「政府広報オンライン」等をご確認ください。

(<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201703/1.html>)

■個人情報保護法に関するご相談・お問合せ

個人情報保護法相談ダイヤル

電話番号 03-6457-9849

受付時間 平日 9:30～17:30（土日・祝日・年末年始は休業）

（1）個人情報とは

生存する個人に関する情報で「ある特定の人物」のものだと分かるもの。氏名、生年月日、住所などにより特定の個人を識別できる情報をいいます。家族構成も個人情報に含まれます。

（2）取扱いのポイント

ア 個人情報を取得するときは、使用目的を決めて、本人に伝える

入会案内等に、利用目的（名簿の作成や自治会からの配布物・連絡において利用等）を明記しておくことが望ましいです。

イ 個人情報は、決めた目的以外のことには使わない

個人情報を取得する際に明示した目的以外に利用することはできません。

個人情報を取得したときに公表した目的以外で個人情報を利用したい場合は、改めて本人から同意を得る必要があります。

ウ 取得した個人情報は安全に管理する

漏えい等が生じないように、安全に管理するために必要な措置を講じなければなりません。例えば、紙で管理している場合なら鍵のかかる棚や引出しに保管する、パソコンで保管している場合はファイルにパスワードを設定するなどが必要です。

エ 個人情報を第三者に渡すときは、本人の同意を得ること

例えば名簿を作成して会員に配付するのであれば、目的とともに、会員に配付するところまであらかじめ伝えることが必要です。

※ただし、以下のような場合は、本人の同意を得なくても情報を提供できます。

①法令に基づく場合（例：警察、裁判所、税務署等からの照会）

②人命にかかる場合で本人から同意を得るのが困難なとき（例：災害時）

③公衆衛生・児童の健全育成に必要で本人の同意取得が困難な場合（例：児童虐待のおそれがある際に、児童相談所・学校等が共有する必要がある場合）

④国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合（例：統計調査等）

⑤業務を委託する場合（例：配送業者に配送先の氏名・住所を渡す場合）

業者に名簿を渡す場合、委託先をしっかりと選定し、個人情報の適切な管理を実施していける相手に委託する必要があります。（委託した業務以外では使用しない、利用後は返却・廃棄することを約束する 等）

オ 第三者に個人情報を提供した場合は記録を残す

第三者に個人データを提供した場合は「いつ・誰の・どんな情報を・誰に」提供了か、第三者から個人データの提供を受けた場合は「いつ・誰の・どんな情報を・誰から」提供されたかを確認・記録する必要があります。記録の保存期間は原則3年です。

カ 個人情報の漏洩が発生したら、個人情報保護委員会に報告し、本人に通知する

個人情報が記載又は記録された書類・媒体などが盗難された場合や、個人情報を保存しているパソコンに不正アクセスがあり、個人情報が漏えいした場合は、国の個人情報保護委員会に報告する必要があります。

これまで、個人情報保護委員会への報告や本人への通知は努力義務でしたが、法改正により令和4年4月からは義務となりました。

12. 各種変更に伴う手続き

(1) 告示事項の変更の届出

認可地縁団体の代表者は、告示された事項に変更があったときは、告示事項変更届出書（第7号様式・規則様式）に、告示された内容に変更があった旨を証する書類を添えて市長に届け出なければなりません。

市長は、告示内容の変更の届出を受けたときは、変更のあった事項について告示します。それまでは、変更のあった内容について第3者に対抗することはできません。

【告示事項とは】（認可に関するもの）

- ①名称
- ②規約に定める目的
- ③区域
- ④主たる事務所
- ⑤代表者の氏名及び住所
- ⑥裁判所による職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無
- ⑦代理人の有無
- ⑧規約中に解散の事由を定めたときはその事由
- ⑨認可年月日

年度で自治会長が交代されるときに、手続きが必要です。

○提出書類一式

	手続きに必要なもの	説明
1	告示事項変更届出書 (第7号様式・規則様式)	新代表の氏名での届出となります。 変更の年月日は、就任日となります。
2	告示事項変更(代表者の変更等)の承認を受けたことが記載された総会議事録の写し	議長と議事録署名人の署名や押印が必要です。 議事録署名人の人数などは、各自治会規約に基づきます。

(2) 規約変更の認可の申請

認可地縁団体の代表者は、規約に変更があるときは、規約変更認可申請書（第6号様式・規則様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に申請し、認可を受けなければなりません。

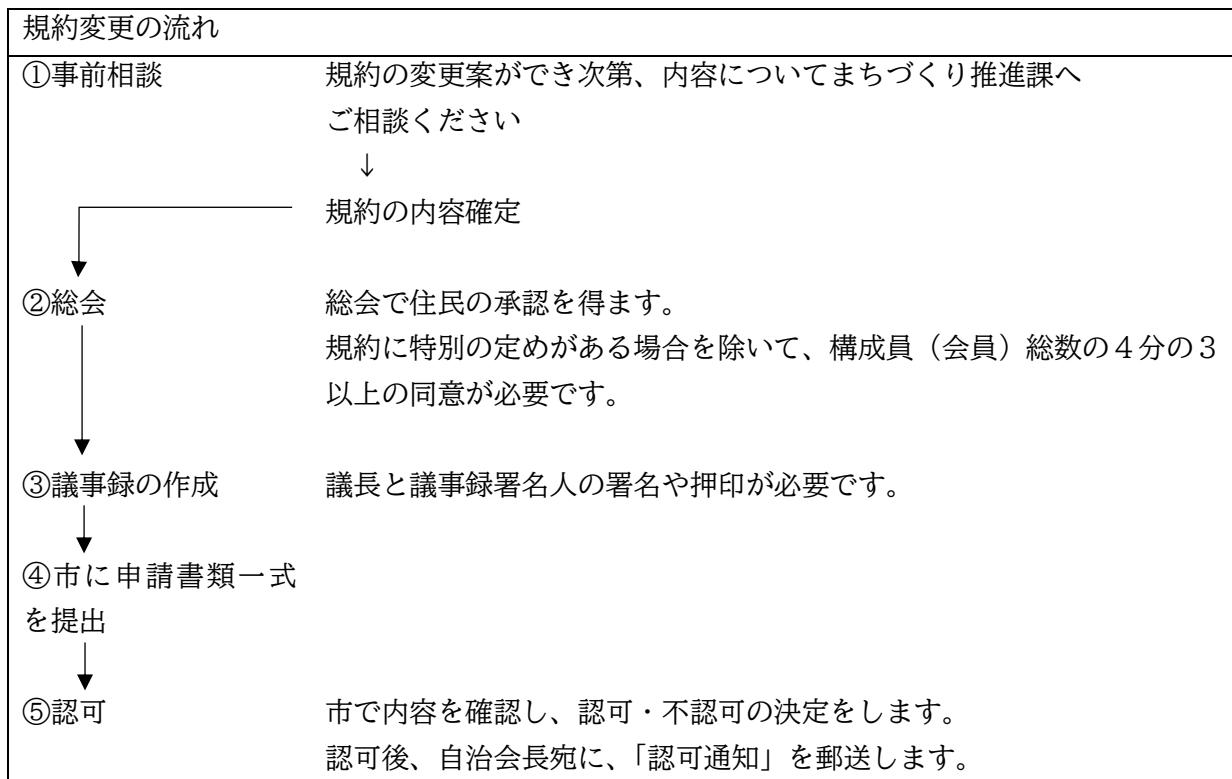
- ア 規約変更の内容及び理由を記載した書類
- イ 規約変更を総会で議決したことを証する書類（総会議事録等）

なお、認可地縁団体の規約を変更するときは、規約に特別の定めがある場合を除いて、総会において、構成員（会員）総数の4分の3以上の同意が必要です。

総会開催後、市へ規約変更認可申請を行い、認可を受けないと、規約の変更は有効になりません。

規約変更については、総会で承認を得ても、地方自治法にそぐわないなどの理由から、認可できない場合もあります。

認可できる内容かどうか事前に確認いたしますので、総会にかける前（2か月程度前）に、まちづくり推進課へ変更後の規約（案）をお持ちください。



○提出書類一式

	手続きに必要なもの	説明
1	規約変更認可申請書 (第6号様式・規則様式)	
2	規約変更の内容及び理由を記載した書類	様式は任意。
3	規約変更の承認を受けたことが記載された総会議事録の写し	議長と議事録署名人の署名や押印が必要です。 議事録署名人の人数などは、各自治会規約に基づきます。
4	変更後の新しい規約	

「名称」「目的」「区域」「主たる事務所（集会場等の住所）」に変更がある場合は、告示事項変更の手続きも併せて行ってください。

(3) 印鑑登録の廃止と変更の手続き

登録した認可地縁団体の印鑑を新しく作り替えた場合など、登録していた認可地縁団体の印鑑が変更となった場合は、地縁団体の代表者本人による「印鑑登録廃止」と新しい「印鑑登録の変更手続き」が必要となります。

①認可地縁団体の登録印鑑の廃止を行う場合

	手続きに必要なもの	手続きを行う窓口
1	認可地縁団体印鑑登録廃止申請書	市役所まちづくり推進課で
2	登録してある認可地縁団体の印鑑	「1申請書」の内容について
3	認可地縁団体の代表者個人の実印 (市に印鑑登録してあるもの)	「地縁団体台帳」と確認を行います。
4	本人が確認できる身分証明書 (運転免許証など写真付きのもの)	↓ 確認後、市役所市民課にて印鑑登録廃止申請書を提出します。

※福知山市認可地縁団体の印鑑登録及び証明に関する条例第9条による。

②認可地縁団体の印鑑の変更を行う場合

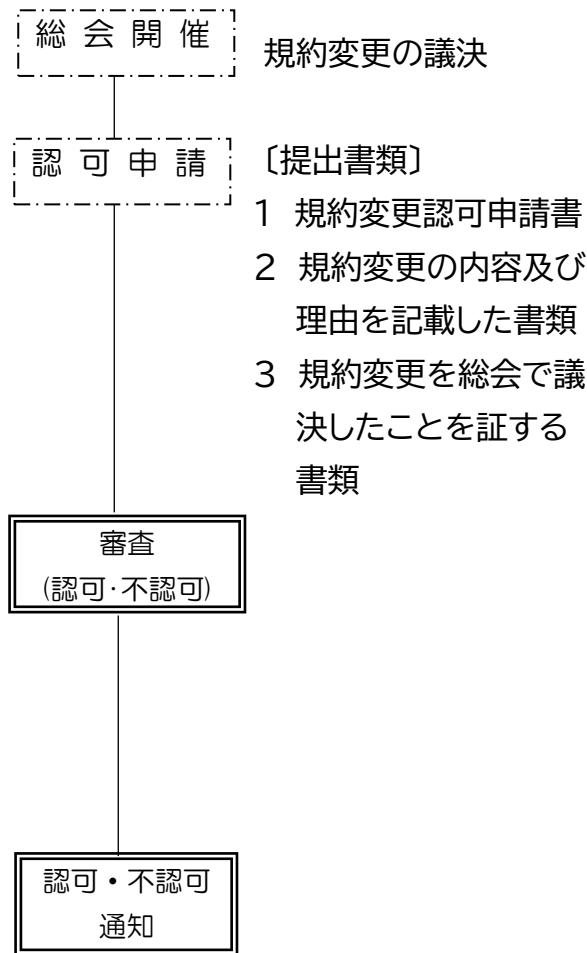
①の廃止手続きをした後、9ページの新規登録と同様の手続きとなります。

③認可地縁団体の印鑑登録をされている代表者が交代した場合

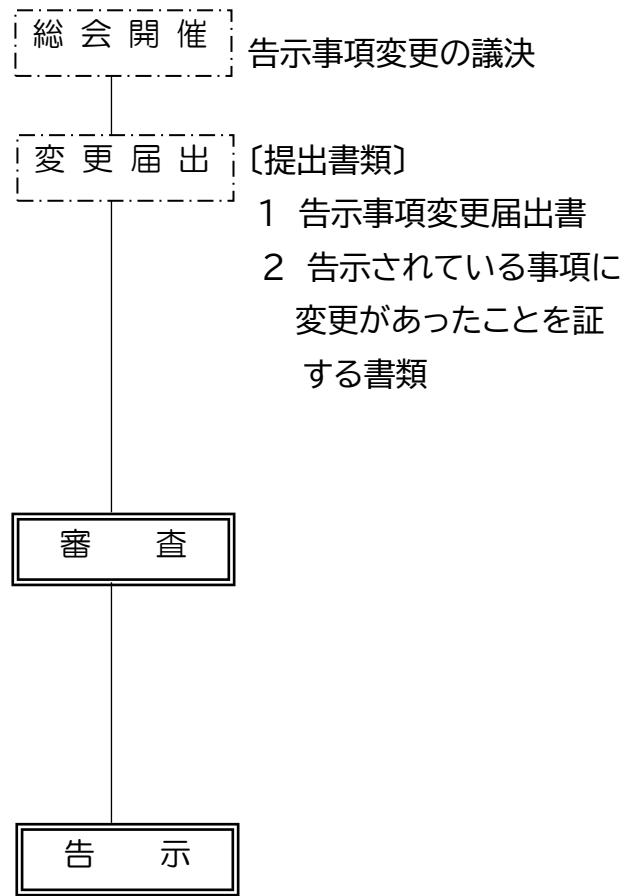
代表者の告示事項変更手続きがお済みであれば、市で登録内容を修正します。

13. 規約及び告示事項変更手続きの流れ

《規約変更の場合》



《告示事項変更の場合》



□□□□□
区・町内会・自治会等が実施
市が実施

14. 認可の取消し

「認可の要件」のいずれかを欠くこととなったとき、及び不正な手段によって認可を受けたことが判明したときは、認可地縁団体の認可が取り消されることがあります。

○法律に定める認可要件のいずれかを満たさなくなったとき

- ・活動が営利目的や政治目的に変更となった場合
- ・団体が相当の期間にわたって活動していない場合
- ・区域内の住民の加入を、正当な理由なく認めない場合
- ・構成員が多数脱退し、「相当数の住民」が構成員となっているとは認められなくなった場合

○不正な手段により認可を受けたとき

15. 認可地縁団体の解散

次のいずれかの事項に該当する場合は、解散となります。

- ・規約で定めた解散事由が発生したとき
- ・破産手続き開始の決定
- ・認可の取り消し
- ・総会の決議（規約に定めない場合は、総会において構成員の4分の3以上の同意が必要です）
- ・構成員が欠乏し、相当数に満たなくなった場合

総会での解散の議決を行った後、解散届出の手続きが必要です。議決後速やかに、まちづくり推進課へ下記の書類を提出してください。

- ア 認可地縁団体の解散届出書
- イ 解散の承認を受けたことが記載された総会議事録の写し

詳細については、まちづくり推進課へお問い合わせください。

16. 認可地縁団体の合併

認可地縁団体は、同一市町村内の他の認可地縁団体と合併することができます。

合併しようとする各認可地縁団体は、連携して地域的な共同活動を現に行っていることが必要です。

合併後存続する認可地縁団体又は合併により設立した認可地縁団体は、合併により消滅した認可地縁団体の一切の権利義務を承継します。

詳細については、まちづくり推進課へお問い合わせください。

17. 様式集

記入用紙は、市ホームページに掲載しているほかまちづくり推進課窓口でお渡ししています。

ご不明な点がございましたら、お問い合わせください。

設立時	①認可申請書（様式第1号） ②構成員名簿（様式第2号） ③代表者承諾書（様式第5号）
変更があるとき	【規約の変更】 ④規約変更認可申請書（様式第6号） 【告示事項の変更】 ⑤告示事項変更届出書（様式第7号）
必要なとき	⑥証明書交付申請書（様式第8号） ⑦認可地縁団体印鑑登録申請書（様式第1号） ⑧認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書（様式第3号）

18. 資料

設立時	①規約作成例 ②代理人の有無 ③財産目録例
総会時	④総会開催通知・委任状作成例 ⑤書面表決書作成例 ⑥総会議事録作成例
入会案内時	⑦入会案内文作成例

年　　月　　日

福知山市長

様

認可を受けようとする地縁による
団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在 地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

認 可 申 請 書

地方自治法第260条の2第1項の規定により、地域的な共同活動を円滑に行うため認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規約
- 2 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
- 3 構成員の名簿
- 4 良好的な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
- 5 申請書が代表者であることを証する書類

様式第2号

構成員の名簿

団体の名称(

年 月 日現在

代表者承諾書

私は、 年 月 日開催の総会において、代表者(会長)に選任されました。また、その就任を承諾しています。

年 月 日

地縁団体名

住 所

氏 名 印

年 月 日

福知山市長
様

地縁による団体の名称及び主たる
事務所の所在地

名 称

所在 地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

規約変更認可申請書

地方自治法第260条の3第2項の規約の変更の認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規約変更の内容及び理由を記載した書類
- 2 規約変更を総会で議決したことを証する書類

年　月　日

福知山市長

様

地縁による団体の名称及び主たる
事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

告示事項変更届出書

下記事項について変更があったので、地方自治法第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ます。

記

1 変更があった事項及びその内容

2 変更の年月日

3 変更の理由

様式第8号

年　月　日

福知山市長

様

請求者

氏名

住所

証明書交付請求書

地方自治法第260条の2第12項の規定により、下記の認可を受けた地縁による団体について同法第10項の規定により告示された事項に関する証明書の交付を受けたいので請求します。

記

1 地縁による団体の名称及び主たる事務所の所在地

名称

所在地

2 証明書請求枚数

枚

市役所使用欄（申請に基づき証明書を発行します。）発行日：年　月　日

担当	決裁	浄書	校合	公印	交付	手数料
					部	円

認可地縁団体印鑑登録申請書

福知山市長 様

年 月 日

登録しようとする 認可地縁団体印鑑	認可地縁団体の名称		
	認可地縁団体の 事務所の所在地	福知山市 番地	
	(資格)	()	生年月日
	氏名	印	年月日
住所	福知山市 番地		

上記のとおり認可地縁団体印鑑の登録を申請します。

申請者 本人 住 所 福知山市 番地
 代理人 氏名 印

(注意事項)

- この申請は、本人が自ら手続きしてください。代理人によるときは、委任の旨を証する書面が必要です。
- 登録しようとされている認可地縁団体印鑑を併せて提出してください。
- (資格) 氏名欄の氏名の次に押印する印は、本市において登録されている代表者等の個人の印を使用してください。(代理人による申請の場合も、必ず代表者等の個人の印を押印してください。)
- (資格) 氏名欄の()には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は精算人のいずれかを記載してください。
- 申請者欄は、申請者が本人及び代理人のいずれの場合も申請者の住所・氏名を記入のうえ、押印してください。

確 認 欄	まち づくり 推 進 課	台帳との確認項目		代理人の確認	確認者	登録番号 No.	原票記載者
		<input type="checkbox"/> 団体の名称	<input type="checkbox"/> 氏名	<input type="checkbox"/> 代理人の告示者	<input type="checkbox"/> 委任状の添付		
		<input type="checkbox"/> 所在地	<input type="checkbox"/> 住所				
		<input type="checkbox"/> 資格					
		□認可年月日(年月日)					
市 民 課	個人印の確認		確認者				
	<input type="checkbox"/> 印影						
	<input type="checkbox"/> 生年月日						
	<input type="checkbox"/> 登録番号 No._____						
決 裁	課長	課長補佐	係長	担当者			

認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書

福知山市長 様

年 月 日

登録されている 認可地縁団体印鑑	認可地縁団体の名称		
	認可地縁団体の 事務所の所在地		
(資格) 氏名	()		生年月日
			年月日

上記のとおり認可地縁団体印鑑登録証明書____枚の交付を申請します。

申請者 本人 住所.....
 代理人
 氏名.....印

(注意事項)

- この申請は、本人が自ら手続きしてください。代理人によるときは、委任の旨を証する書面が必要です。
- (資格) 氏名欄の()には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は精算人のいずれかを記載してください。
- 申請者欄は、申請者が本人及び代理人のいずれの場合も申請者の住所・氏名を記入のうえ、押印してください。

確認欄	まづぐり推進課 市民課	台帳との確認項目		代理人の確認	確認者
		<input type="checkbox"/> 団体の名称	<input type="checkbox"/> 氏名	<input type="checkbox"/> 代理人の告示者	<input type="checkbox"/> 委任状の添付
		印鑑登録原票との確認項目		印影の確認	確認者
		<input type="checkbox"/> 団体の名称	<input type="checkbox"/> 氏名	印影の照合	
		<input type="checkbox"/> 団体の所在地	<input type="checkbox"/> 生年月日	<input type="checkbox"/> 個人	
		<input type="checkbox"/> 資格	<input type="checkbox"/> 申請者	<input type="checkbox"/> 団体	

登録番号	作成	公印	手数料	課長	課長補佐	係長	担当者
No._____				決裁			

(資料)

地縁団体規約作成例

規約の作成例を示すと次のとおりです。ただし、これは一般的な例を示したものにすぎないので、各地縁団体で規約作成に当たっては、規約例及び留意事項を参考としながら、各地縁団体の実情に合った定めをすることが必要です。

なお、規約には次に掲げる事項が定められていなければなりません。

(地方自治法第260条の2第3項)

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) 区域
- (4) 主たる事務所の所在地
- (5) 構成員の資格に関する事項
- (6) 代表者に関する事項
- (7) 会議に関する事項
- (8) 資産に関する事項

規約例	留意点
<p>●自治会(町内会)規約(会則)</p> <p>第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。</p> <p>(1)回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡</p> <p>(2)美化・清掃等区域内の環境の整備</p> <p>(3)集会施設の維持管理</p> <p>(4)●●●●</p> <p>(5)●●●●</p> <p>(名称)</p> <p>第2条 本会は、●●●会と称する。</p>	<p>① 「規約」でなくても「会則」、「規則」等でも差し支えありません。</p> <p>① 「良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うこと」が目的である旨の記載が必要である。</p> <p>② スポーツや芸術などの特定の活動のみを目的とするような記載は、認められません。</p> <p>③ この目的の範囲内において団体は権利義務を有することとなるので、活動内容をできるだけ具体的に記載してください。</p> <p>① 地方自治法上では名称についての制限はありません。したがって、「●自治</p>

	<p>会」、「●町会」といった名称でよいと解されます。ただし、他の法令等で名称の使用制限がある場合は、これに従ってください。</p> <p>① 団体の区域は住民にとって客観的に明らかなものとして定められる必要がありますので、町又は字及び地番又は住居表示により表示されることが最も望ましいものです。</p> <p>② 区域の地番については、字限図等で確認してください。</p>
<p>(区域)</p> <p>第3条 本会の区域は、福知山市●●町△番、□番から×番までの区域とする。</p>	<p>① 「主たる事務所」とは団体について1を限りとして設けられた事務所のこと、その所在地が当該団体の住所となります。</p> <p>② 主たる事務所の所在地について、別段制限がありませんが、代表者の住所又は集会施設の所在地とするのが一般的です。</p> <p>③ 具体的な地番で定めることの他「本会の主たる事務所は、代表者の自宅に置く。」という規定も可能。</p>
<h2>第2章 会員</h2> <p>(会員)</p> <p>第5条 本会の会員は、第3条に定める区域に住所を有する個人とする。</p>	<p>① 区域に住所を有する者は、誰でも会員になりうることを定めるものであり、年齢、性別、国籍等による制限はできません。</p> <p>② 区域外の者は、会員になれません。</p> <p>③ <u>団体は、自然人たる個人を基盤とするものですから世帯を会員とすることはできません。</u></p> <p>④ 区域に住所を有する法人、組合等は会員とはなれませんが、賛助会員とすることは可能です。この場合は第2項として「本会の活動を賛助する法人及び団体は賛助会</p>

	<p>員となることができる。」と規定するのが適當です。ただし、贊助会員は表決権等の団体の意思決定には関与できません。</p>
(会費)	<p>① 会費は会員にとっても団体にとっても重要な事項ですので、規約に金額を定めるか、総会において決するものと規約で定める必要があります。ただし、規約で金額を決めた場合、その変更の都度、規約変更の手続きが必要となりますので、第36条に規定する総会の議決が必要となります。</p> <p>② 贊助会員を予定している場合は、第2項として「贊助会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。」と規定することが適當です。</p>
(入会)	<p>① この規定は、新規に入会を希望する者の入会手続きを定めたものです。書式は、入会しようとする者の意思が明確に確認できるものである必要があります。</p> <p>② 第5条の趣旨から、不合理な入会制限は許されません。</p>
(退会等)	<p>① 本人の退会の意思が確認できるものである必要があります。</p> <p>② 本人の退会の意思にいかなる制約も加えることはできません。</p> <p>③ 長期の会費滞納等の義務違反に対して会員の資格停止等の資格を制限する規定は、厳格な要件を定め慎重な手続きの下に行うような扱いとすることが必要と考えられます。</p>

<p>第3章 役員</p> <p>(役員の種別及び定数)</p> <p>第9条 本会に次の役員を置く。</p> <p>(1)会長 1人</p> <p>(2)副会長 ●人</p> <p>(3)その他の役員 ●人</p> <p>(4)監事 ●人</p> <p>(役員の選任)</p> <p>第10条 役員は、総会において、会員の中から選任する。</p> <p>2 監事と会長、副会長及びその他の役員は、相互に兼ねることはできない。</p> <p>(役員の職務)</p> <p>第11条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。</p> <p>2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。</p> <p>3 監事は、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1)本会の会計及び資産の状況を監査すること。</p> <p>(2)会長、副会長及びその他の役員の業務執行の状況を監査すること。</p> <p>(3)会計及び資産の状況又は業務執行について不整の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。</p> <p>(4)前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。</p> <p>(役員の任期)</p> <p>第12条 役員の任期は、●年とする。ただ</p>	<p>① 必ず会長を1人置く事が必要です。</p> <p>② 第11条第2項の関連で、副会長を置く事が必要です。</p> <p>③ <u>その他の役員は、「会計」「書記」等具体的な名称で定めても差し支えありません。</u></p> <p>④ 監事は1人又は複数人置くことが適当です。</p> <p>① 監事が会長、副会長及びその他の役員と兼職することは、会務の執行を監査する役職上避ける必要があります。</p> <p>① 法律上団体の代表権は代表者（会長）1人に帰属しますので、会長が事故等により代表権を行使しえなくなったときに備えて副会長が会長の職務を代行する旨を規定しておくことが望ましいです。</p> <p>② 「会計」「書記」等の設置を具体的に定める場合は、「会計は、本会の出納事務を処理し、会計事務に関する帳簿及び書類を管理する。」、「書記は、会務を記録する。」等職務を明らかにしておくことが適当です。</p> <p>① 法律上特に任期の定めはありませんが、著しく短期間の業務執行の一貫性確保</p>
---	---

<p>し、再任を妨げない。</p> <p>2 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでの間は、その職務を行わなければならない。</p>	<p>に問題がありますし、あまりにも長期の期間は種々の弊害が生じますので、短くても1年、長くても4年程度にするのが適当です。</p> <p>② 役員の解任の手続きを定める場合は、選任の手続きと同様の定めをすることが必要です。</p>
<p style="text-align: center;">第4章 総会</p> <p>(総会の種別)</p> <p>第13条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。</p>	
<p>(総会の構成)</p> <p>第14条 総会は、会員をもって構成する。</p> <p>(総会の権能)</p> <p>第15条 総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。</p>	<p>① 総会は、団体の運営に関する事項のうち、規約により役員に委任したものを受け全の事項について議決できます。なお、規約の改正等法律により総会の専権事項とされているものについては、規約をもってしても他へ委任できません。</p> <p>② 総会で議決すべきものの例示は、次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 事業計画の決定 イ 事業報告の承認 ウ 予算の決定 エ 決算の承認
<p>(総会の開催)</p> <p>第16条 通常総会は、毎年度決算終了後●か月以内に開催する。</p>	<p>① 総会は、地方自治法260条の13の規定により、少なくとも毎年1回は開催しなければなりません。</p> <p>② 地方自治法260条の4の規定により、年度終了後3か月以内に財産目録を作成する必要があることから事業報告及び決算を作成し、その承認を行うために、通常総会</p>

<p>2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。</p> <p>(1)会長が必要と認めたとき。</p> <p>(2)総会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。</p> <p>(3)第11条第3項第4号の規定により監事から開催の請求があったとき。</p> <p>3 総会において議決をすべき場合において、会員全員の承諾があるときは、書面又は電磁的方法による決議をすることができる。</p> <p>4 前項の場合において、その決議は総会の決議と同一の効力を有する。</p> <p>(総会の招集)</p> <p>第17条 総会は、会長が招集する。</p> <p>2 会長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から●日以内に臨時総会を招集しなければならない。</p> <p>3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の●日前までに文書をもって通知しなければならない。</p> <p>(総会の議長)</p> <p>第18条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。</p>	<p>を年度終了後3か月以内に開催する必要があります。</p> <p>③ 年度当初から総会開催までの間は予算が成立していないくて支出行為ができるので、第33条第2項のように規定しておくことが適当です。</p> <p>③ 5分の1の数は、規約によって増減することは可能ですが、会員の総会招集を求める権利を奪うこととなるよう留意する必要があります。</p> <p>④ 総会を開催することなく書面又は電磁的方法による決議を行うことについて会員全員の承諾があれば、総会の開催の省略を認めるものです。</p> <p>① 総会を招集するには、地方自治法第260条の15の規定により、少なくとも5日前までに会員に会議の目的である事項を示して通知しなければなりません。</p> <p>① 総会の議長は、必ず会員の中から選出する必要があります。</p> <p>② 会長は、会員の中から選任されているので、「総会の議長は、会長がこれに当たる。」と規定しても差し支えありません。</p>
--	--

<p>(総会の定足数)</p> <p>第19条 総会は、総会員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。</p>	<p>① 総会の定足数については、地方自治法において特に定められていませんが、このように規定しておくことが適切と考えられます。</p> <p>② 定足数には、第22条の書面表決を行った会員及び委任により代理行使した会員数を含みます。</p>
<p>(総会の議決)</p> <p>第20条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p>	<p>① 議決数には、第22条の書面表決を行った会員及び委任により代理行使した会員の数を含みます。</p> <p>② 「この規約に定めるもののほか」とは、特定の事項について出席会員の3分の2（4分の3）以上の賛成を要することとするような定めをおくことです。</p> <p>③ 「可否同数のときは、議長の決するところによる。」とは、議長は、会員としての固有の表決権を行使するほかに、議長としての表決権も行使することができるという意味です。</p>
<p>(会員の表決権)</p> <p>第21条 会員は、総会において、各々一箇の表決権を有する。</p>	<p>① 表決権は、会員1人1票を原則とします。</p> <p>② 未成年の表決権の行使にあたっては、民法第5条の規定により法定代理人の同意を要することになります。したがって、親権者の同意又は代理により行使することになります。</p>
<p>(総会の書面表決等)</p> <p>第22条 止むを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができます。</p> <p>2 前項の場合における第19条及び第20</p>	<p>① 総会における表決権の行使は、会員自らが出席して行使するのが原則ですが、会員数がきわめて多数の場合にこの原則を徹底すると事実上総会の開催が困難となるので、この規定を置くことが適当です。</p>

<p>条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。</p> <p>(総会の議事録)</p> <p>第23条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。</p> <p>(1)日時及び場所</p> <p>(2)会員の現在数及び出席者数(書面表決者及び表決委任者を含む)</p> <p>(3)開催目的、審議事項及び議決事項</p> <p>(4)議事の経過の概要及びその結果</p> <p>(5)議事録署名人の選任に関する事項</p> <p>2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。</p>	<p>① 総会が有効に成立し、有効に議決されたことを証明するために議事録を作成することが必要です。</p> <p>② 議事録は、認可申請、告示事項変更届、規約変更認可申請等に必要となります。</p>
<p>第5章 役員会</p> <p>(役員会の構成)</p> <p>第24条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。</p> <p>(役員会の権能)</p> <p>第25条 役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。</p> <p>(1)総会に付議すべき事項</p> <p>(2)総会の議決した事項の執行に関する事項</p> <p>(3)その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項</p> <p>(役員会の招集等)</p> <p>第26条 役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。</p> <p>2 会長は、役員の●分の1以上から会議の</p>	<p>① 監事は、会務の執行を監査する職務上、会務の執行方針を決定する役員会に参画しないことが適当です。</p> <p>① 団体の最高意思決定機関は総会ですが、総会を度々招集することは実際には極めて困難であることから、役員会において実務上の執行に関する事項等を決定することが会の運営上適当と考えられます。</p>

目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき

は、その請求のあった日から●日以内に役員会を招集しなければならない。

3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも●日前までに通知しなければならない。

(役員会の議長)

第27条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(役員会の定足数等)

第28条 役員会には、第19条、第20条、第22条及び第23条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第29条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1)別に定める財産目録記載の資産

(2)会費

(3)活動に伴う収入

(4)資産から生ずる果実

(5)その他の収入

(資産の管理)

第30条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

① 「財産目録」は法第260条の4に基づき設立時及び毎年（年度）初3か月以内に作成することとなっています。

② ここでいう「果実」とは、あるものから生じる収益のことで、公会堂等の賃料、地代、利息などの法定果実のこと。

① 資産の管理、運用等は役員会の定めるところにより会長が執行することが適当です。

<p>(資産の処分)</p> <p>第31条 本会の資産で第29条第1号に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において●分の△以上の議決を要する。</p>	<p>① 団体の活動上重要な固定資産の処分等については、総会の特別の議決（4分の3以上の議決）により行うことが適當と考えられます。</p>
<p>(経費の支弁)</p> <p>第32条 本会の経費は、資産をもって支弁する。</p>	<p>① 日常の出納事務は、会計を設けた場合は、会計が担当します。</p>
<p>(事業計画及び予算)</p> <p>第33条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。</p>	<p>① 毎年度終了後3か月以内に事業報告、財産目録の調整及び決算の承認のため通常総会の開催が必要となります、第16条第1項のように通常総会を年度終了後3か月以内に1回しか開催しないと定めた場合は、総会開催前に予算が成立していないで、第2項のように定めておくことが適當です。</p>
<p>(事業報告及び決算)</p> <p>第34条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告、収支計算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後3月以内に総会の承認を受けなければならない。</p>	
<p>(会計年度)</p> <p>第35条 本会の会計年度は、毎年●月●日に始まり、△月△日に終わる。</p>	<p>① 会計年度の定め方は特に制限はありません。 一般的には、4月1日から翌年3月31日までとか、1月1日からその年の12月31日までとする例が多いと思われます。</p>
<p>第7章 規約の変更および解散</p>	

<p>(規約の変更)</p> <p>第36条 この規約は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得、かつ、福知山市長の認可を受けなければ変更することはできない。</p>	<p>① 規約の変更は、法第260条の3第1項の規定により総会の専権事項となっています。したがって役員等の規定により変更する旨の規定はできません。</p> <p>② 議決数の「4分の3」の定数は変更できますが、規約変更という重要事項を少数の会員の意思により決することのないよう、これを引き下げるには慎重であるべきと考えます。</p> <p>③ 規約の変更については、法第260条の3第2項の規定により、市長の認可を受けなければその効力を生じません。</p> <p>④ 規約変更の書式は「第6号様式」とおりです。</p>
<p>(解散)</p> <p>第37条 本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。</p> <p>2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならぬ。</p>	<p>① 解散事由は次のとおり</p> <p>ア 破産</p> <p>イ 認可の取消</p> <p>ウ 総会員の4分の3以上の同意による総会の決議</p> <p>エ 会員（構成員）の欠亡</p> <p>② ア、イ及びエの事由による場合は、当然に解散することとなります。</p> <p>③ ウについては、総会の専権事項であり、議決定数の趣旨についても規約変更の場合と同様です。</p> <p>④ なお、①の他に特別な解散事由を定めることもできます。</p>
<p>(合併)</p> <p>第38条 本会は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得、かつ、福知山市の認可を得なければ合併することはできない。</p>	<p>① 令和4年の改正によって、法第260条の38において、同一市町村内の認可地縁団体同士に限ってその合併が認められました。本条は法第260条の39に則る規定です。</p>
<p>(残余財産の処分)</p> <p>第39条 本会の解散のときに有する残余財</p>	<p>① 法第260条の31第1項に基づき解散した認可地縁団体の財産は、規約で指定するこ</p>

産は、総会において総会員の●分の△以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

とが可能ですが、営利法人等を帰属権利者とすることは、地縁による団体の目的にかんがみ適当ではありません。したがって、地方公共団体や当該法人以外の認可地縁団体又は類似の目的をもつ他の公益を目的とする事業を行う法人に帰属させることが適當であると考えられます。

② 残余財産の帰属権利者を決定する総会の議決は、解散の決議と同様に総会員の「4分の3」以上の議決を経ることが望ましいと考えます。

第8章 雜則

(備付け帳簿及び書類)

第40条 本会の主たる事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならぬ。

(委任)

第41条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、福知山市長の認可の日から施行する。

① 規約施行上の細則等定めることについては、会長、又は役員等に委任する旨の総会の議決が必要です。

細則としては、総会の議事運営規程、弔慰金支給規程、旅費規程等が考えられます。

2 本会の設立初年度の事業計画及び予算是、第33条の規定にかかわらず設立総会の定めるところによる。

①附則に施行年月日を記載する場合は、認可通知に記載されている年月日以降の日付になります。申請時には未定のため、先のように記載してかまいません。

3 本会の設立初年度の会計年度は、第35条の規定にかかわらず、設立認可のあつた日から●年●月●日までとする。

① 年度途中途に設立認可を予定する場合は、この規定が必要です。

① 上記に同じ

(参考様式)

代理人の有無

地縁による団体の名称

代表者名

1. 代理人の有無

(1) 有

代理人 氏名
住所

(2) 無

※「代理人」とは、地方自治法第260条の8の代理人及び第260条の10の特別代理人をいいます。

参考：地方自治法（抜粋）

第260条の8 認可地縁団体の代表者は、規約又は総会の決議によって禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

第260条の10 認可地縁団体と代表者との利益が相反する事項については、代表者は、代表権を有しない。この場合においては、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、特別代理人を選任しなければならない。

簡易な形の財産目録の見本です。

最低限こちらは記載ください。市への提出は不要です。

○○自治会 財産目録

1 流動資産

区分	金額（単位:円）	備考
現金預金		
(1) 現金		
現金手許有高		
(2) 普通預金		
○○銀行 ××支店		

2 固定資産

(1) 所有权を有する不動産

ア 建物

名称	延床面積	所在地

イ 土地

地目	面積	所在地

(2) 所有权以外の権原により保有している不動産

権原	不動産の種類	所在地

(備考)

(1) 所有权を有する不動産

立木の所有権については、2 (1) イ土地の「地目」を「樹種」（立木に関する法律第15条第2号）、「面積」を「数量」（同法第15条第2号、立木登記規則第8条）と読み替えて記載すること。なお、所在地については、「立木に関する法律」第15条第1号の事項に留意すること。

(注) 立木に関する法律第15条第1号「樹木が一筆の土地の一部に生立する場合に於ては其の部分の位置及面積、其の部分を表示すべき名称又は番号あるときは其の名称又は番号」

(2) 所有权以外の権原により保有している不動産

○権原…不動産登記法第3条各号に掲げる権原のうち「所有権」を除くものとすること。（地上権、永小作権、地役権、先取特権、質権、抵当権、賃借権、採石権）

○不動産の種類…土地、建物及び立木の区分によること。

総会開催通知・委任状作成例

●●年●●月●●日

●●自治会員 様

●●自治会長

令和●●年度通常総会 開催通知

平素は、自治会活動に対し、御理解御協力いただきありがとうございます。
さて、このたび「令和●●年度通常総会」を下記のとおり開催しますので通知します。

記

- 1 日 時 ●●年●●月●●日 (●) 午後●時～
2 場 所 ●●公民館
3 会議の主たる事項
 議案 1 ●●年度事業報告及び決算報告
 2 ●●年度役員選任
 3 ●●年度事業計画及び予算案

やむをえず出席できない会員の方は、下の委任状または書面表決書（別紙）の提出をお願いします。提出については、できるだけ総会前日の午後5時までに各組長あるいは、自治会長まで提出ください。ただし、当日出席する世帯の代表者に委任する場合は、当日の総会開催前の提出でもかまいません。

年 月 日

●●年度通常総会委任状

私は、 ●●年度通常総会における表決権を、 _____ に委任します。

住所 福知山市 _____

氏名 _____

本自治会は、地縁による団体として認可を受けており、世帯加入ではなく個人加入となっていますので、委任状には世帯主のみでなく加入されている家族全員の氏名を記入ください。

書面表決書作成例

年　月　日

●●自治会長 様

住所

氏名

●●年度通常総会 書面表決書

私は、●年●月●日開催の●●年度通常総会は都合により出席できませんので、下記事項について書面をもって表決権行使いたします。

記

第1号議案 ●●年度事業報告及び決算報告にかかる承認について
原案に 賛成する ・ 反対する

第2号議案 ●●年度役員選任にかかる承認について
原案に 賛成する ・ 反対する

第3号議案 ●●年度事業計画及び予算案にかかる承認について
原案に 賛成する ・ 反対する

総会議事録作成例

令和●●年度 ●●自治会総会議事録

1 日時 令和●●年●●月●●日 午後●時から

2 場所 ●●●●

3 会員現在数及び出席者数

総会当日会員数 人
総会出席者数 人
内訳 本人出席者
委任状提出者
書面表決者

会員数は、世帯数ではなく、入会者（表決権を持つ個人）数になります。

4 議案

- (1) 第1号議案 令和●●年度事業報告及び決算報告
(2) 第2号議案 令和●●年度役員選任
(3) 第3号議案 令和●●年度事業計画及び予算案
⋮

5 議長の選出

規約第●条により●●●氏を議長に選出。

6 総会成立の審査

規約第●条により総会当日会員数●●人のうち、本人出席者●●人、委任状提出者●●人の合計●●人の出席により、総会定足数を満たし、総会が成立。

7 議事録署名人の選出

会員の●●●●氏、●●●●氏の2名を議事録署名人に選出。

8 議事の経過及び結果

- (1) 第1号議案 令和●●年度事業報告及び決算報告について
提案者「令和●●年度事業報告及び決算報告について説明します。・・・」
(中略)
議長 「第1号議案は賛成多数で承認されました。」

(2) 第2号議案 令和●●年度役員選任について

提案者「令和●●年度役員については、…」

(中略)

議長 「第2号議案は賛成●●人、反対●●人で承認されました。」

(3) 第3号議案 令和●●年度事業計画及び予算案について

提案者「令和●●年度事業計画及び予算案について説明します。…」

(中略)

議長 「第3号議案は、賛成多数で承認されました。」

以上の議事録は総会議事内容に相違ないことを認めます。

令和●●年●●月●●日

議長 ●● ●● 印

議事録署名人 ●● ●● 印

●● ●● 印

総会で選出された議事録署名人に、確認のうえ署名か記名押印いただく必要があります。

〇〇自治会への入会について

〇〇自治会では、地域における安心・安全な生活のために、次のような活動をしています。新たに転入されたあなた様におかれましても、活動に御理解いただくとともに、ぜひとも入会いただくようお願ひいたします。

♪ふれあい活動♪

♪環境美化活動♪

♪子ども会活動♪

ごみ出しについて

当日の午前8時30分までに
出してください。



会費について

上記の活動及び、街灯やごみステーションの維持のため、次の会費等をお支払いいただいています。

- | | |
|--------|-----|
| ・自治会費 | 円／月 |
| ・入会金 | 円 |
| ・公民館会費 | 円 |

燃やすごみ

毎週○・○曜日

燃やさないごみ

第△・△ ○曜日

容器包装プラ

毎週○曜日

紙パック

空き缶

第△・△ ○曜日

空きビン 蛍光管

第△・△ ○曜日

ペットボトル

第△・△ ○曜日

●御記入いただいた個人情報は、会員相互及び役員との諸連絡、自治会活動、災害時の避難、救助活動等の際に利用します。

●活動及び運営を円滑に行うために、会員名簿を作成し、各会員に配付しています。いただいた情報を会員名簿に記載します。

自治会に関するお問合せは 自治会長（〇〇 TEL000-0000-0000）までお尋ねください。

【入会届】

私は、〇〇自治会に入会します。

年 月 日

住所 福知山市

氏名